

定期積金

(平成 28 年 6 月 22 日)

1. 商品名 (愛称)	・定期積金 (スーパー積金)
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・12か月以上5年以下
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・契約期間内で掛金を分割受入となります。 ・1回当たり1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	・当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算。
7. 税金	・個人…20%の源泉分離課税(国税15%・地方税5%) ※マル優は利用できません。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ・法人…総合課税
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入ができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、当初払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払戻します。
11. 金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。または窓口にお問い合わせください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓口：新栄信用組合 お客様相談室(事務管理部)】 0120-400-103 受付日：月曜日～金曜日(祝日及び金融機関の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 ・ 紛争解決措置

	<p>新潟県弁護士会 示談あっせんセンター (電話：025-222-5533)</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031)</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588)</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記新栄信用組合お客様相談室、新潟県信用組合協会または下記窓口までお申し出ください。また、お客様から前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。</p> <p>① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【窓口：新潟県信用組合協会 新潟地区しんくみ苦情等相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び金融機関の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：025-247-7433 住所：〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28</p> <p>【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 （全国信用組合会館内）</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または、当初契約時の店頭表示の利回り（年365日の日割り計算）の割合による遅延損害金をいただきます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。